

# 南北朝正閏問題について

山 本 四 郎

【要約】 南北朝正閏問題は、国体にかんする問題を正面からとりあげ、学問上の問題から、やがて政治問題に発展し、桂内閣の命とりになるのではないかといわれた重大事件である。これにかんし従来は思想史の問題として多くとりあげられてきたが、本稿ではなるべく未公開の資料を中心に、政界上層部の動きを重点とし、それを当時の政況のなかで位置づけようとした。

史林 五六卷三号 一九七三年五月

## はじめに

大逆事件の処刑に踵を接して起った南北朝正閏問題は、その問題の特異性からして、当時の桂太郎内閣の命とりになるのではないかとまで予測された。今日からみれば、他愛ない問題であるが、当時としては、朝野の論議の対象となり、国民党は内閣打倒の好題目として肉迫し、政府はこれが解決に慎重な態度をもつてのぞみ、数カ月を費して国定教科書を改訂するなど、大きな波紋を政界・思想界に投げかけたのである。それほどの大問題であり、明治国家の体質を検討するに好個の問題であるにかかわらず、その実態は、案外に研究されていないのである。

試みに手許の近代史の概説書をとってみても戦前のもので弘田直衛著『内閣更迭五十年史』・蠟山政道著『政治史』〔現代日本文明史〕②はほとんどふれる所がなく、林田亀太郎著『明治大正政界側面史』・『明治大正政党史』（ともに下巻）も同様であり、大津淳一郎の大著『大日本憲政史』も月並みの記事でわずかのページ数を埋めているにすぎない（第六巻、

六四二〜八ページ)。山県有朋伝と桂太郎伝は原史料をのせ、『犬養木堂伝』はかなり詳しい(上巻、八三九〜八六四ページ)。

また戦後のものでは、升味準之輔著『日本政党史論』、信夫清三郎著『大正政治史』ともになく、後者は、あの詳細な索引の参考文献にもあげられていない。同氏の『大正デモクラシー史』には、約一ページが充てられている。通俗的ではあるが、網羅的である前田蓮山著『歴代内閣物語』もほとんどふれず、事実については『明治文化史』③ 教育道徳編が、意義については石田雄著『明治政治思想史』が、ややくわしくとりあげている。

右のような事情は、実は本問題にかんする二つの広翰な編さん書である史学協会編輯『南北朝正閏論』(明治四四年五月、修文館発行、総四〇二ページ)と山崎藤吉編『南北朝正閏論纂』(明治四四年一月、帝國軍友会発行、総六七〇ページ、九ヵ月後の大正元年八月には第四版を出している)があるからである。極言すれば、この二つの編さん物に委して、研究はあまり発展しなかった、とみてもよいが、さらに、この問題の特殊性からして、根本史料があまり公開されなかったという点も考慮しなければならぬ。

ところが右二書は、若干の政治過程をおりこんでいるが、実は当時の評論を軸に編さんされたもので、某々がいかなる主張をしたかということとは、かなり網羅されているが(新聞・雑誌の論説は少ない)、それ以外の種々の問題に対する検討は、問題の最中ないし直後の出版だけに、不充分であることをまぬがれないのである。そこで、右二書について、簡単にふれておこう。

まず『南北朝正閏論纂』(以下「B」と略称は、のちに出ただけに詳しい。一の結論について、二の「今日に於ける本問題の起源」(約四〇ページ)で、議会に出された質問案・教科書・講習会・質問案の成行きを述べ、三の「過去における本問題の回顧」(約二七〇ページ)では、南北朝と明治の間の諸見解をあげ、四の「今日に於ける諸家の意見」(約三三〇ページ)では当時の見解を紹介し(対立説、北朝正統説、南朝正統説に分ける)、最後に問題の結末(約一五ページ)を示す。『南北朝正閏論』(以下「A」と称する)は、発端(約三〇ページ)、学説(三四〇ページ)、教訓(約一五ページ)に区分する。

ところで以上にあげた諸書をみると、問題の発端や経過において種々の異同があり、まずこれを検討せねばならない。第二に、本問題をめぐる動向について、とりわけ政治上層部の動きが、あまり明瞭でない。史料的には、山県有朋・桂太郎らの伝記に多くよっていたようで、今日では、それでは不十分である。第三にその結末も、史料的な裏付けを必要とする。

本稿においては、右の諸問題を全面的にとりあげることが不可能であるので、第二の点を中心に、その他の点はその概要に論及することにし、さらに、当時の政治・社会状況をも背景としつつ、問題の意義についても述べてみたい。

此問題の経過については、三宅雪嶺著『同時代史』が比較的よくまとまっているので、それを主にして年表としてみよう。

1・19 ○小学校長（本郷区富士前）峰岡が国定新刊歴史教科書中、南北朝の正閩を顛倒せる文あるを見、読売新聞に論議。

\* 『三峰下岡忠治伝』（以下『下岡伝』と略記）では「偶然にもそれを発見したのが藤沢南岳翁（元造父）である」とある（三六四ページ）  
1・24 ○早稲田大学教授松平（康圃）が大府府選出議員藤沢（元造）に託し、教科書を文部省より取寄せ、文中に正閩を誤れるものを発見した。

\* 『下岡伝』では、南岳翁は憤慨措かず、嗣子元造によって桂内閣弾劾を決意した。それは内閣が大逆事件を未然に防いだとはいえ、進退を決すべき時期と考えたのによるらしい（三六四ページ）。

2・3 ○藤沢が「文部省の編纂に係る尋常小学校用日本歴史は国民をして順逆を誤らしめ、皇室の尊厳を傷け奉り、教育の根柢を破壊する憂ひなきか」との質問書を提出し、桂は事皇室の尊厳に關し、帝国議會に於て斯の如き問題を議するは、事体の宜しきを得ずとし、藤沢と親交ある農務局長下岡（忠造）をして質問書の撤回を要求せしむ。

\* 『下岡伝』では、政友会は情意投合のため政府支援の地位にあるが、この問題には我関せずの立場、むしろ攻撃の擬勢すらとり、国民党は急先鋒となったといひ、政府の困惑は藤沢が重要な資料を握っていることで、藤沢が意気揚々上京してきたとき、東京駅

に彼を要した下関（南岳の門下で元造とは幼な馴染）が、すぐ彼を首相官邸につれてゆき、藤沢を口説いた。藤沢は以後行方をくらましたとある（三六五―六ページ）。

2・7 ○藤沢は文相と会見

2・10 ○藤沢は文部省に於て松村普通学務局長、渡辺図書課長と立会の上、歴史編纂委員三上（参次）及び喜田（貞吉）と意見を交換し、

2・15 ○貴族院及び三田邸に於て桂と会見す。桂は該教科書を改訂せしむべけれど、改訂の成るまで世上に発表すべからずと云ひ、

2・16 ○藤沢は質問書を撤回し、議場に其の理由を演説し、辞表を議長に提出す。藤沢の挙動の曖昧なるを疑ひ、桂に買取せられたりとの噂の拡まる。

\* 二月七日に小松原は藤沢に会見を求め、二時間にわたり質問書撤回を求めた（『東京朝日』九日付）。藤沢は拒絶し、居処をくらましたので、その居処を探るとともに、父南岳の力で反省を促すに努めた（同前、一五日付）。最後に桂が料亭「すゑよし」で藤沢と会見し、買取と強圧に出た（同前、二月八日）。藤沢は翌日の議會で質問を撤回し、議員辭職の理由を述べたが、支離滅裂であった（『教育談事総覧』第三卷九〇ページ）。（以上は石田雄著『明治思想史研究』一三七―八ページによる）

『原敬日記』でも二月十七日の記事にはじめて、昨日藤沢が辭任したが、その演説は支離滅裂、半狂人に等しく、政府の驚きも笑止のことが多いと述べる。

2・19 加藤弘之、山県に意見を公表してよいかを問合せる（『山県文書』）。

2・20 井上通泰、問題を憂慮する旨山県に報ずる（『山県文書』）。

2・21 ○国民党は大逆事件と正閩問題を一括して決議案を作り、政府の処決を求めたが、秘密会で二〇一対九三で否決。

\* 右の後段は二三日のこと。『原敬日記』では、二月二日に桂が有松警保局長をもって、政友会で国民党の決議案を論破してはしいと言ってきた。そのうち平田が政友会と交渉、決議案には反対演説をせず、討論終結——否決ということを話し合った。

2・22 政友会では元田が発作的に強硬論を主張、原敬これを抑えて一案を作製、密に桂に示し、明日桂の答弁を政友会に内示する

ことに取極める (『原敬日記』)。

2・23 国民党提出の決議案否決。

井上通泰、山県に出翰 (『山県文書』)。

2・24 寺内、山県に出翰 (『山県文書』)。山県返翰 (草案は『山県文書』、正文は『寺内文書』)。

2・25 二宮熊次郎、山県に出翰 (『山県文書』)。小松原、桂に出翰 (『桂文書』)。桂は原に、教師用は廃止、児童用は訂正を命ずるつもり、結論は天皇の決断を待つ旨を返答す (『原敬日記』)。

2・26 二宮同前、桂も山県に出翰 (『山県文書』)。

2・27 山県、桂に出翰 (『桂文書』、草案は『山県文書』にもあり)。桂、井上に出翰 (『井上文書』)。閣議、勅裁を抑ぐことに決定 (『原敬日記』)。○政友会議員も芝紅葉館に会し、委員二十八名を選び、速に教科書の改訂を為さしむること、速に当局の責任を明にするこの二件を決議して政府に交渉する所あり (二〇九ページ)。

\* 『原敬日記』では、委員代表数人が原に陳情、原説得してそのみで退散 (政府に交渉せず)。

## 一 問題の発端

### 1 議会以前

まず信夫清三郎『大正デモクラシー史』によると、

大逆事件がおこった明治四十三年の秋、文部省が開催した中等教育講習会の席上で、国定教科書『尋常小学日本歴史』卷一 (教師用) にのせられた南北対立についての編者の見解が講習員のあいだで問題視された。編者喜田貞吉は講習会に講師として出席していたが、彼にたいする不満がキッカケとなったといわれた。波紋は小学教員がさらに問題を取りあげ、新聞記者をうごかすにいたって大きくなり、明治四十四年にはいるとともについに議会の問題となった (一四一ページ)。

と述べられている。まことに簡潔にして要をえた概説といふことができる。

右記述の前半については、三上参次博士の「教科書における南北正閩問題の由来」、『太陽』所載、四四年三月二六日の同博士の談話筆記)にくわしい(A本三二七〜三四六ページは全文。B本三四二〜三五四ページは解説を付して要点を抜粋、このほか同博士が二月一七日「東京朝日」、二月一七日「時事新報」に發表した分はA本九〇九八ページ、B本三三六〜三四二ページ)。

右で注意すべきことは、問題になったのが主として教科書の教師用で、三上博士も、これが問題の原因であったこと、四三年秋(三上博士は冬としている)の講習会で、三上博士によると、対象は師範学校長、講演内容は国民道徳、講師は穂積八東・井上哲次郎・吉田東伍、そこへ喜田貞吉が文部大臣の命で飛び入りの講演、その内容は同博士の著書『国史の教育』(四三年六月三省堂刊)によることを文相小松原英太郎に事前了解をえていたとあり(この著書の主要部分はB本三二二〜六ページ)、しかも三上は、この講演は直接聞いていないがと断わって、南朝正統は周知の事実だから略し、北朝も軽んずべきでないと言じたのを、いかにも北朝を強調したように誤解されたのではないかと述べている。

さらに、この南北朝問題が、従来いかにみられたかは、B本の詳細な記述にゆずるが、ただ注意すべきことは、明治の三十年代が歴史事実をありのままに述べる(「自然派」という称呼も用いられている)傾向が強く、水戸学派の大義名分的記述と相反する論点を打ち出したこと(藤沢代談士の背景に水戸派の動きがあった)、明治四十年にアメリカから帝王の世系代数の調査を依頼された回答に、文部省は教科書編纂委員や、ある筋の見解をただし、省の見解として答えた内容は、教科書の記載と一致したものであったことを述べていることである。したがって、正閩問題は、以上の研究状況に対し、大逆事件を機として国体を明確にせよと主張する一派のまきかえしとみてさしつかえがない。

## 2 議会に出るまで

問題の口火は、一月十九日に本郷区富士前小学校長の峰間信吉が読売新聞に寄稿したことにはじまる。峰間信吉の本問題にかんする意見と行動は、B本(六四二〜九ページ)に収められている。峰間は明治三十六年版の国史教科書の「同時二

天皇あり」の句より疑問をいだし、「一昨冬(明治四二)より昨春に亘りての東京府教育会の訂正教科書の講習会」における喜田博士の講演を聞いて驚き、教師用の出版されるや反対の火の手をあげようと、四三年夏休みを研究にあて、そのため文学協会を創立、雑誌「文学界」を創刊、茨城師範の訓導矢口豊も協力した。一月中旬に小松原文相に警告しようとしたが断わられ、一二月二六日に教員の懇話会で決心を話し、年賀状を利用して趣旨を披露し、歳末に文相に警告した。正月一週間相州で想を練り、読売記者半嶺子に語り、その斡旋で一二日中央新聞、一四日二六新報、一九日読売の社説となった。この間、日本弘道会で徳川伯(達孝か)・三島老博士・猪熊侍講その他に援助をもとめる演説をした。二四日、意見書を首相以下朝野の名士に配付、岡田文部次官に会見を求め、二九日に三時間にわたって論難したという。

次の問題は、松平康国・牧野謙次郎の兩人が藤沢元造代議士に頼んで教科書を文部省より取り寄せたということである。二人の早大教授は、別に藤沢に頼まなくとも教科書は容易に手に入るはずである。内田周平は、その回顧談(昭和一二年六月、大阪の思想問題研究会席上の講演、『犬養木堂伝上』、八五四〜八六一ページ所収)では、この教科書は四月から使われる新版で、文部省より取り寄せるために藤沢に頼んだといっているが、そのようなことはない。「尋常小学日本歴史」は明治三六年版が国定の最初であり、したがって現場の意見を次期改訂にとり入れるため翌年末に委員を設けて修正を準備し、四二年巻一(南北朝まで)、四三年巻二を刊行、四三年から一年間は使用されていたのである(『日本教科書大系』近代一九巻、歴史(2)参照)。だから、政界ともコネをつけるためと、元造が牧野の従弟である関係から元造を引きこんだのではなからうか。なお、元造の父南岳も教科書に憤慨していたらしいこともその理由という。ついでに早大内では浮田和民・久米邦武・吉田東伍は北朝正統論者であることを付記しておこう。

### 3 藤沢代議士の質問書

松平・牧野らは藤沢元造に託して、二月三日に質問書を提出させた。B本によると、新聞紙の報道として元造は四つの質問を認め、うち三項(神器は虚器か、尊氏は逆徒でないのか、楠・新田は忠臣でないのか)は過激に失ずるとして自ら抹殺して

提出したという(三〇ページ)。

第一項は「神器は虚器にして皇位と没交渉なりや、」第四項は「文部省の編纂にかかる尋常小学校用の日本歴史は国民をして順逆正邪を誤らしめ皇室の尊厳を傷け奉り教育の根抵を破壊する憂なきか」である。

## 二 政府の対策と藤沢の撤回

### 1 藤沢と文相の会見

藤沢の質問書に対し、桂首相は議会で論議するのは不適當と考え、農商務省農務局長であった下岡忠治が、藤沢南岳の門下生であり元造とも親しかったところから、下岡をして質問書撤回を交渉せしめた。下岡が、いつからこの問題に介入したかは『下岡伝』でも明らかでないし、同伝では、自から大浦農相に諮り、ついで桂首相の懇囑をうけたとあって、自ら積極的に動いたように書いてある。しかし、藤沢が二月七日文相と、ついで二月一〇日に三上・喜田両博士と会ったのは、文相の取計いであろうかと思われる。文相が質問書の撤回を懇請したのに対し、藤沢は拒絶したらしい。一〇日の両博士との会見には、松平・牧野も立会った。

この一〇日の会見で、松平・牧野兩人の方は、三上博士が「南朝を正統とすべからざる多くの書籍を示して説明した」(牧野、B本四四〇ページ)点をつよく感じ、藤沢のごときは、「(岡博士は)維新以後、南朝を正統と認むるものあることを悲しむと云へり」(一六日の演説)と述べた。

三上博士の談(A本、三三七〜三四二ページ)によると、藤沢のみは文相と会見して予定より一時間おくれで来り、その間、文部省より藤沢は変だから注意せよとの内報を受けた。はたして藤沢は洒気をおびて現われる。その質問の態度も無礼であるので、三上は注意しているし、話の間も、今夜帰るが汽車の切符をなくしたといつて旅館に電話したりで、話を十分に続けえていない。三上は、牧野・松平の談も誤謬を伝え、「日本及日本人」の問答体会見記も認めえないとし、一六日

の藤沢演説も誤謬を伝えたと述べている。

もともと喜田博士の『国史の教育』が、宮内省が歴代表を発表すれば議論の余地はないという態度であり、歴史家の良心として、南朝は正統と認めたい、両立するのが正しく、宮内省の決定あるまでは、この態度をとるのであるが、他方は、南朝正統説をとらねば国体を乱すものという人びとだから、会見時の談話を正しく受けとることができにくかったのは、想像に余りある。さらに両人が博士の史家としての態度をある程度正しく伝えても、当時の勇ましい世論が、そのままに受けとることは困難であつたらう。

## 2 政府と藤沢

藤沢は十日の会見の直後東京を離れ、伊勢神宮に参り、大阪に帰って父南岳に会った。B本では父と相談したと簡単に記しているが、内田周平の回顧談では、同説と思つた父が意見が変わり、穏かにせよといったので、元造も軟化した。これは下岡が南岳に懇請した結果だと語っている（『犬養伝』八五六ページ）。

このあたりは『下岡伝』はほとんどふれず、元造が議会で演説をブツブツ意気揚々と上京したと述べている。はたしてどちらが正しいのか。ところが、B本では下岡が南岳に書翰を出し、その返信（二月二日付）が載せられている。それによると、下岡の懇請は奏効していない（三二～三二ページ）。

そこで、桂は藤沢の上京を東京駅に要し、ただちに官邸に拉して質問の撤回を求めたということになり、『下岡伝』では下岡がこの工作をしたという。

前出の内田の回顧談では、藤沢は上京途次ある軍人から言われてさらに軟化したといい、一日は桂から酒肴を饗され、酔っている間に議会で質問する準備書を取りあげられ、金一封をもらい、藤沢が宿泊する予定の松平康国邸では、藤沢がいつか来ないので探らせたところ軟化して料亭にいるのを発見したという。どこまでが正しいか保証の限りではないが、石田雄氏が「東京朝日」を引いて桂の懐柔と買収ぶりを推測されるのを併せて、何らかの種の工作があつたことは事

実であろう。

### 3 藤沢の質問撤回と辞職

要するに藤沢は桂の思うとおりになった。二月一六日の議場で、質問を撤回し、辞意を表明した。それは『原敬日記』その他が指摘しているように、まったく支離滅裂であり、辞職理由にいたっては、裏がえせば、この問題を解決するために代議士になったというに等しい。

さらに前出の三上談にあるように、一〇日の兩博士との会見のさい、すでに藤沢は異常であり、のちには狂人のごしとも佯狂とも評された。いづれにせよ、それは藤沢が、他人の口車にのって勇ましく動いてみたものの、予想以上に政府が首相以下大童になって質問の撤回工作に動いたので、自己の行動の波紋の意外に大きかったこと、政府の工作によって軟化してしまった自分自身への自責の念も加わり、それを強いて議場で正当化しようと弁明すればするほど、自己嫌悪感が加わったのではなからうか。

それにしても、原敬が評したように、桂の動揺も奇妙であった。それは桂自身が、大逆事件について、厄介な問題の続発だけに、自分の政治生命にも思いをいたしたからであろうし、後に原敬などが評した桂の頭脳の錯乱が、ここにも顔をのぞかせていたのである。

## 三 問題の新展開

### 1 世論の興起と水戸派

しかし、問題はそれで終わったのではない。いな、むしろ新たな展開をみせはじめた。わたしは当時の世論について、これを詳述することをさげ、A・B本より大体の傾向をしめしておくにとどめる。それらは、左のように分類されている。

○南北朝対立説……喜田貞吉・三上参次・久米邦武・柏野孝人(やまと新聞、松井柏野)・菊池大麓・三土忠造

○北朝正統説……吉田東伍・浮田和民

○南朝正統説……牧野謙次郎・松平康国・穂積八束・井上哲次郎・猪狩史山・笹川臨風・黒板勝美・菊池謙次郎・姉崎正治・福本誠  
(日麴)・副島義一・市村瓚次郎・三浦周行・峯間信吉・井上頼園・佐藤鉄太郎・三浦梧楼・目賀田種太郎・北島治房・揖取素彦・  
大木遠吉・秋元興朝・伊沢修二・杉浦重剛・千家尊福・稲葉君山・高島綱之助・小牧昌業・内田周平・牧野伸顕・大隈重信・木村  
鷹太郎・鎌田栄吉・ほとんどの新聞

右の南朝正統論者のうち、三浦周行・黒板勝美をのぞけば、早稻田系・水戸系の日本史家、西洋・東洋史家、政治家が多く、A本では黒板を折衷派としている。

さて、これらの世論のうちで、政治的に動き出したのが水戸教育会(会長菊池謙次郎)である。同会は二月一八日に小松原文相に対して、教師用の一一八〜九ページは国民教育上不穩当であるから加除すべきだと建議した(全文はB本三三〜七ページ。「明治文化史③」の六四六〜七ページにも大部分が収載されている)。当時、藤沢を葬っても問題は終らずとの声もあり(A本二三ページ)、世論の興起に水戸派が乗じたものである。

前述の内田の回顧録によれば、貴族院では徳川達孝らに、議会で詰問を請い、松平・牧野は密かに山県に書翰を送って裁決を懇請したといひ(二ページ後の記述で、二八、九日ころ両氏は山県に意見を郵送したとあり、これと別個のものか同一のことをさしているのか不明、『山県文書』中には、この書翰は現存しない)、また大日本国体擁護団をつくり、檄文(B本、四二〜四三ページ。本書では文学者内田旭と三塩熊太らが設立したという)を全国に配布したところ、大阪・石川・福岡・仙台・小樽がこれに同調し、黒岩(万朝報)と読者は正統派であったが、他は日和見であったという。さらに神田の青年会館で演説会を開いたともいう。

右の日付はいま容易に確定しがたいが、大日本国体擁護団は、A本に「南北朝問題と教訓 国体擁護団の一人」(三八六〜三九二ページ)というのが収められている。水戸では二月二六日に講演会が開かれ、市村瓚次郎・姉崎正治・笹川臨風など

がのりこんでいる（B本四四ページ）。なお新聞の多くが日和見だと述べているが、そうとはいえない。

## 2 山県と加藤弘之・井上通泰

南北朝問題が議会の問題となると、加藤弘之は二月一九日付で山県に書翰を送り、大要次のように述べた（『山県伝』下巻、七六九〜七一ページ）。

衆議院議員藤沢某が国定教科書中の記述を不当とし、政府に質問書を出し、演説もする筈だったが、政府と交渉の結果満足したとかで演説をやめ、辞職したが、国民党はこれを問題としているという。自分も意見を発表したいが（結論は、自分は『大日本史』の論に異論があるが、臣子の分として正問を論すべきでないというにある）、（一）学問上なら何と論してもよいが、皇室に関する重大問題ゆえ枢密顧問官の立場としては不都合であるか、（二）たとえ不都合はないとしても、『大日本史』が献上されたときに感賞されたことは南北の正問が定まっていることと解されるから、自分の意見は取消さねばならぬこととなる。右の感賞云々は自分はよく知らぬが、閣下は御存じだろうかからお質ねしたい。

山県の返信は、加藤家にあるかも知れないが、山県は加藤書翰のはじめに、「枢密顧問官トシテハ公然社会ニ向テ論議スルハ不然ト回答ニ及ヒタリ有朋」と記してあり、『山県伝』にも注記されている。

また井上通泰も山県に学者の意見を聞くことをすすめていたが、二月二三日に左の書翰を山県に送った。

拝啓仕候。昨日は御自身御電話にて御都合を御示し被下おそれ入たてまつり候。午後より夜にかけ候て同志相寄り相談いたし、拝訪の人々撰択いたし候処、小生の意見にて

公然演説し又は新聞にて意見を發表しなどとかく事を表向にせんとする人<sup>殊に政府攻撃の藉</sup>、玩<sup>マ</sup>冥<sup>マ</sup>にて情、理に勝てる人、陳述の結果皇室の御上に及ぶべく、しかも一前宮内省某取調掛の秘情に涉るべきに付、其秘情を知らぬ人々たとひ同志なりとて之をもらし候て世間につたはり候てハ、ゆくしき大事に候へは、右の秘情を知らざる人にて、しかも多舌の疑ある人、寸分たりとも一己の野心ある人并政客などを忌避いたし候為、人を得ること極めてかたく、漸く

文科大学教授 市村瓚二郎

賀古 鶴所

右二人を同伴いたし候事に相定まり申候。さて拝訪は日曜と申上候処、日曜は右兩人中にさしつかへのもの有之候に付

土曜日（即二十五日）

といたし、午前十時卅五分新橋発之汽車にてうかゝひ可申候間、御承知あらせられたく候。

過日來數夜安眠不仕、昨夜右決定いたし候て始めて安眠仕候。国家百年の大計の為唯一奉願候は

閣下の御一断に御座候。当日は主として市村より事の成行を陳述せしめ候積に御座候

二月廿三日朝

井上生

棒山公閣下

右の井上・市村・賀古の三名中、市村のみ日本に南朝派として出ているが、他の二名も同じ考えであろうことは間違いない。さきの加藤は必ずしも同一ではない。なお井上通泰の書翰に、「秘情に渉る」とあるのは、宮中の秘密の事情であろうし、人選に「同志相寄り相談し」とあるのは、御歌所歌人であろうか。全文を示したのは、井上などの権力者に対する忠勤ぶりと、その仰々しいまでの表現を知って頂くためである。

### 3 問責案と政党・貴族院

国民党がこの問題を提げて政府に肉薄するであろうことは、当時国民党がおかれた地位（野党、政友会は桂内閣と情意投合）からも、犬養の思想からも、ほぼ明らかであった。はたして国民党が、二三日に大逆事件と併せて決議案を出すこととなると、政友会内にも若干の同調者があるということが政府でもわかっていたから、原・松田が軽便鉄道補助について桂と会見したさい、平田も加わって、南北朝問題の対策を協議した。原の意見は、学者がどのような説を唱えようと差支えなく、教科書も別に改める必要もない、情意投合の行がかり上も政府と協調する、国民党も対世間上、声を大にしているだけだと、リアルな判断をしめしている。

政友会内部の国民党に同調しようとするものは、三多摩壮士の代表小久保喜七の回想（『木堂雜誌』所収、『木堂伝』八四八～八五四ページ）によると、山本悌二郎・東武・中村啓二郎・戸水寛人・小久保喜七などで、二月二四日に五人が発起人となって紅葉館で有志代議士会を開き、桂首相が議会で教科書の改訂を誓言するよう決議したといい、そのときの小久保の挨拶が引用されている。そして、脱党を賭して幹部に交渉したところ、幹部もその意見を容れ、桂は議会で誓言したと述べている。

右は、二三日の議場で国民党の間責決議案が否決された翌日のことで、『原敬日記』には、二二日に元田が例により強硬論を唱えたことを記し、小久保らの件は二八日に、昨夜紅葉館に会合した代議士約三〇名の代表四、五名が会いにきて、善後策と文相の責任につき陳情したとあり、原は軽拳を戒しめ、自分に陳情したということにとどめた。原によれば、小松原も辞職を申出するような男でなく、前記政友会有志の動きも売名的なものだと書きとめている。

右の件につきB本では、約三〇名を二八名として名前を書きとめている。さらに決議文（教科書改訂と当局者の責任）をのせ、全国八地区に各一名の実行委員をきめて運動を、任したという。実行委員は四国の高山長幸以外、すべて右二八名中のものである。彼らがどの程度運動したかは明らかではなく、『立憲政友会史』も、これら有志の運動や党としての動きについては、ほとんど伝えるところがない。

田健治郎の日記によって貴族院の動向をみると左のとおりである。まず二月一五日の記事は、

二時赴幸倶楽部与幹部員、内議小学教科書中南北正閩論掲載不穩之件

とある。田は官僚出身の貴族院議員の中堅で、協同会に属し、幸倶楽部はその会合所である。この日記（フィルムは国立国会図書館蔵）に南北朝問題が出てくるのは、この日が最初である。

次は二月二二日である。

前十時半予算委員総会、閩教育勅語貫徹教科書中南北朝并立及学制改革之件、質問難詰盛起。小松原文相頗窮答弁。蓋南北朝正

閩論、以事閩团体、頃日世論噉々極沸騰、是其餘波也。事体不輕、恐來内閣一部之動搖。午後三時終了。

集干幸俱樂部、与幹部員、協議教育方針刷新獻議之件

すなわちこの日は貴族院の予算委員総会で南北朝問題と、それに関する学制改革について質問難詰がさかんにおこった。小松原文相が答弁に窮した状況を述べ、こと国体に関するだけに、ひいては内閣一部の動搖を来さんことを恐れたのである。かくして貴族院でも教育方針の刷新について献議することとなる。翌二三日にも「後一時傍聴下院、弾劾決議案議事未入本議、依政府請求、禁傍聴、乃去」とあって、秘密会に入ったことを述べている。

二月すえの動きは左のとおり。

〔二三日〕内議国民教育徳育振興献議案之件

〔二八日〕自大浦農相受上院議員閩国民道徳献議案提出時機之内談。

正午後赴幸俱樂部与仲男談献議提出延期之件。

もっとも、右の記述では、貴族院全般の動きは明瞭でない。水戸派の動きにのって徳川達孝・高木兼寛が質問したのは三月七日である(B本四五ページ)。

貴族院としては、政友会と情意投合を敢てした桂内閣には嫌らぬものがあつたろうが、反面、貴族院の実力者は情意投合が一時の権道であることを知っていたから、政府を鞭撻して体制強化に一役かつても、政府に反抗するところまではいかぬはずである。むしろ政友会には怨むところがあつたろうし、原が次期政権担当時の貴族院の出方を予測したのは(三月六日)鋭い政治感覚といえる。

三月に入ってから田の日記の記事は左のとおり。

〔三日〕四時与幹部員拾余名、応大浦農相之招、集其官邸、平田後藤小松原三相、亦來会、聽小松原文相教科書中南北朝正閩論善後処分之顛末、晚餐後、交談論時事而散。

〔六日〕又幹部員相集、内議国民徳義献義案之件、修正内決之。

池田謙蔵氏来部、説教科書事件善後処分。

〔一八日〕前十時、列千上院本会議、議決国民徳育献議案及電気事業法案外数件……

また犬養が本問題について政府攻撃の急先鋒であり、世論喚起の院外活動に奔走したことは述べるまでもない。その原因の真相はともかく、本問題について福岡県選出代議士松村雄之進に宛てた三月三日付の書翰がある（鷲尾義直編『犬養木堂書翰集』一〇九ページ）。それによると、「文部省ノ無識見可驚ものにて、此際志士ノ奮起スルニ非レハ足利も楠も同視スル事ニナルノミナラズ畏多クモ三種神器ハ甌器ト同一視セラレ」、即位式も神聖を傷うから奮起してほしいと述べている。貴族院議員が忠義願するのは当然として、ここで注目し値するのが原と犬養の態度である。両者とも皇室尊崇者であることに変わりはないが、犬養の態度に、異常な熱っぽさがある。これは果して、原が批評するように、たんに対世間上のみであろうか。もとより政治家の動向に、世論を重視（尊重と同一とは限らない）するのは当然であろうが、原の批評もまた政治中心にすぎるといわねばならぬ。三浦・頭山らとつらなる犬養に、研究は研究で、現実政治とは別だという感覚は少ない。とくにそれが、こと皇室に関する場合はそうである。だから私は、犬養をこの頃からすでに政治家中の民本主義者の代表とみる見解に反対する。こうみれば、原の方が、いっそう広い視野に立って物をみている。とくに教科書改定の必要もないとしているところに、その点はいっそうよく現われている。それは党首と最高幹部との差以上に本質的なものである。

#### 4 文部省の対策

本問題に関して、宮内省は、事は文部省の問題であるとしたらしく（本六五五〜八ページ）、文部省がその処置に任ずることとなった。そこで文相は、二月二七日に教科書の使用を禁ずるとともに、喜田博士を休職処分に付した。その二日前に、文相が桂首相に省議について連絡したのが、左の書翰である（『桂文書』）。

拝啓、陳者小学校教科書日本歴史教師用之分即チ南北朝ニ関シ「容易ニ其間ニ正閏輕重ヲ論スヘキニアラス」ト記載シタルモノハ之ヲ使用セシメサルコト、即チ廃棄致候事ニ省議ヲ決定仕、明日執行之手続ニ仕候。猶児童用教科書中、尊氏カ「錦旗ヲ押立テ」トアルハ、賊ノ名ヲ避ケンカ為ニナシタル姦猾ヲ証スルノ語トシテ教授スルコトニ注意セシムルコトニ仕候。右兩条ハ明日中ニ各府県知事ニ發送ノ手續為致候都合ニ仕置候間、御承知被下度、此段申上候、敬具

二月廿五日

英太郎

桂首相殿

閣下

猶教科書中修正スヘキ廉ニ付而ハ、明後朝閣議之節可申上候 草々又拝

また三上博士は、委員会が改訂に決定(三上も賛成)したのち、委員を辞任した(A本三四三ページ)。なお、編集委員は、文相が委員に諮らず、独断で教科書の使用禁止を地方長官に訓令したことに対して、激昂したという(前出、小久保喜七談、『犬養伝』八五〇ページ、文相の右決定の経過および地方長官への訓令は、B本六六〇〜一ページ参照)。

#### 四 山県派の動向を中心として

本章では従来未発表の文書を主として、山県をめぐる動きを軸に述べる。史料の未発表分は、山県家・桂家などのもので、単に『山県文書・桂文書』等と略記する(国立国会図書館所蔵)。

##### 1 山県と寺内

二月二四日に陸相寺内正毅は山県に書翰を送り、教科書事件は政府の失態なりと痛論した(『山県伝』七七三ページ)。この日は国民党が大逆事件と南北朝問題で決議案を提出したが、多数で否決された。寺内の所論は、学問の自由が、体制のワク内で認められるべきであるという軍閥流の意見を端的に披瀝したもので、「今更弁疏之途も無之実以て今日に至り南北朝を顛倒致し順逆を弁へずして論ずるが如きは一に狂気じみたる学者の外何人も左袒致候者無之事」と極論し、敢てか

かる言説をなす学者、ことに博士の称号を有する者を出したのは文部の不健全を表明するもの、学制改革は国家百年の大計だと述べた。寺内はその前日桂にあて、「教科書失態一条ハ確ト善後御処分無之候テハ不相濟儀ト奉存候。何レ御高慮も可有之ト存候得トモ重大案件ニ可有之ト存候」と強硬論を述べている『桂文書』。

この寺内の書翰に対し、同日の二月二十四日に山県が出した返信は左のとおりである『寺内文書』。

芳翰今朝接手敬読、弥御壯剛欣賀、此節ハ議院開会中日夜御繁劇不堪遠察候。扱教科書之問題者議會ニ提出シ、政事問題と相成甚遺憾之至に候。此重要問題ニ対シ高見概要御示被下、大旱雲霓之感ヲ生申候。如此大問題ヲ新聞ニ雜誌ニ論評相試ミ、殆ト不知所底止之情勢ニ立到タレ共、於政府之ニ対シ、教科書中改正之御断案も稍緩慢之御処置ニ傾向致シタルヤニ被察、実ニ臣子之分トシテ大義名分上日夜焦思黙々耐忍罷在候処、高見ニ接シ稍放念仕候。

全体文部省中之腐儒者（歴史博士）者歴史ヲ解説セシテ歴史ニ解説セラレタル一種ノ謬見ヨリ如此僻説ヲ起シタルモノト見テ可然候。苟モ天ニ二日ナシ地ニ二王ナシトノ常経ヲ没却シ、将来我帝国ヲシテ暗国世界タラシムルハ、明於看火矣存候。如此論議ヲシテ内閣諸公之耳目ニ触シメハ、必スヤ云シ、山県ハ近來老老シ、猶玩冥不靈之説ヲ吐キ、老壯士之挙動ヲナスハ言語同断、遂ニ国家ヲ謬ラシムルニ至ルベシ、実ニ老人之為ニ甚可惜トノ老婆心説モ多々可起ト信シ候。乍去此大問題ヲ腐儒者ノ為ニ葬ラレサル様、一刀両断之御所分相願度、為皇國所禱候。猶細縷ハ談拜光、時下御自重千祈。草々復、

二月廿五日正午認

古稀菴々主

寺内陸閣下

有朋 頓首

猶先日ハ御繁忙をも不願書籍之事申上、早速御決行被下、為軍人御同慶ニ存候。本文之事ハ猶宮内省中も調査致し居候ニ付、孰れ宮相とも十分申可談と存候。御含可被下候。甚乱毫失敬御推読高恕。

右は『山県文書』中の山県草稿とほとんど同じであり、「問題」を「大問題」と修正していることと、追書が加わっていることくらいが違う。右によれば、山県と寺内は意見が一致し、山県が政府の対策に不満を感じていたこと、断然たる

処置に出づべきを示唆したことが明らかである。

二宮熊次郎が二月二五日・六日に山県に送った書翰は、この問題にかんする連絡関係であるから(『山県文書』)、要旨のみを掲げておこう。平田内相は暇なく、首相は安広胖一郎を派遣して言上に及ぶということである。首相の説明に「容易に正閏を論ずべからず」では国民を惑わすので、内閣で訂正する。多分今日決定する、小松原文相の責任は二、三日前貴衆両院で政府が適當の措置をとると答弁する、とのことである、と。

右が二五日のもので、翌二六日のものは次のとおり。安広が訪問して言上したと思つたがその事なく、不審につき内相に電話したところ、安広は行けず、河村次官を派遣し、巨細報告の予定である。明日閣議を開き、その上内相も書面で詳しく報告の筈である。明日閣議で閣下の主意通り決定するであろう。建議草案は早速着手することと、内相の言のとおりにらば、これなくとも立派に決定するであろう、と。

## 2 山県と桂

二月二六日、つまり前掲の文相の書翰を受取つて翌日桂は、山県に書翰を送り、教育の根本方針確定の必要を論じた(『山県伝』七七三ページ)。桂ははじめに情意投合によって政界の難問を容易に処理したことを誇示し、「過日来教科書問題突然相起り、最初之程は文部当局と議員間位之間答に留り居」るくらいに考えていたが、「追々火の手を挙げ」て一大事件となつたと告白しているから、まさかこのように発展するとは考えていなかったらしい。そこで種々研究して容易ならぬ事件なるを知り、平素の監督の不充分を感じたが、内閣不信任決議案は「政友中央之兩派を指揮し」(これが桂にとつての情意投合の最大の成果の一つであるが)、みごとに葬つたものの、問題は「根本不定」にあるので、根本の定議一決すべく、方針確定のうえ上奏する決心をし、山県に河村書記翰長を送つて説明させると述べ、山県の賛成を予想すると付加へ、最後にいう。維新いらい王事に従事してきたものには一点の疑念も起らぬ事態が問題化するとは、人心の推移は恐ろしいものである、と。

『山県伝』は、右の桂の意見は山県とても同様であり、山県は徳大寺実則侍従長に書翰を送って大義名分の明確化・国体尊嚴の維持を述べ、やがて天皇の召で参内上奏し、勅裁によって南朝正統・教科書改訂が決定したと述べている（同書七七四～五ページ）。

二月二七日、山県はこの問題について左の意見を桂に申送った（『桂文書』）。

拜啓 今朝八時雲箋接手敬読候。弥御健剛御 対議會論議中之御指揮日夜御多忙、実ニ不堪遠察候。然処先般教科書中、南北朝並立之大事件を議院ニ提出シ、遂ニ政事問題と相成、遺憾此事ニ候。勿論南北正統論ハ既ニ事実上決定致し候事ハ何人も所不疑ニ付、断然タル御所置可有之と窃ニ致想察、大義名分上臣子之分トシテハ輕々論議ス可ラスト日夜黙々焦慮、御英断ヲ相待居候処、如此重要之大問題ヲ無遠慮ニ新聞ニ雜史ニ評論相試、殆と不知所底止之情勢ニ推移シ、如何ニも耐忍難致ニ付、某を以内相ニ閣議之通情ヲ承ラセ候処、未回答無之中、寺内陸相より一書到達致被見候。然ニ陸相之論ハ正確明瞭稍致放懷候へ共、未閣議決定之真相不相分ニ付、直ニ河村次官を呼寄、閣情をも伝承シ、且老生之意見ヲ陛下ニ奉呈シ、南朝之為以一死答君恩、我事畢矣と実は決心罷在候次第ニ候。然処老閣ニ於テ重要問題解決ヲ直ニ御断行可相成御決心との事ヲ齎シ来り、寔ニ積日之鬱情ヲ一掃シ、再ヒ天日之明ヲ拜スルノ感ヲ生シ、雀躍ニ不堪候。本日ハ閣議ニテ御決定之趣、於大鉢異論無之と存候得とも、事情纏綿ノ結果多少之紛議惹起可致カナレトモ、将来我帝國ヲシテ暗国タラシメントスル者ハ国賊ト呼候外無之と御断定当然之事と信候。為其草々復

二月廿七日午前十一時認

古稀庵ニテ

有朋

桂総理大臣閣下

侍史

注、封筒に「副官渡辺少佐ニ托ス」とある。なお右の「」内は、山県の草案（『山県文書』）にあり、ただし書体は山県でなく、最後の「と申送たり」が山県の手のもの。

右によれば、山県は前半において、寺内に述べたとおりの内閣の処置緩慢（ないしは自分への連絡の不充分）に対する焦慮をそのまま述べ、後半で政府が適切な処置をとったので安心したとし、なお桂に善後処置について督促している。桂がいよいよ一本立ちになって元老を厄介視したことは、右と同様、次に示す井上にあてられた書翰でも明らかで、第一次内閣のように元老の指導をうけるという態度はいちじるしく後退している。

二月二七日、桂が井上馨に報じたところは左のとおりである（『井上文書』）。

久敷不得拜光候処、愈御清福被為涉、奉大賀候。陳者帝國議會モ先般政友会トノ情意投合之結果、万事好都合ニ進行仕居候処、其反動トモ可申哉、国民派之方より政府不信任決議案ヲ提出仕、右案ハ政友会并中央派共ニ否決仕候得共、教科書中恐多クモ皇統正岡論ヲ議論シ、其結果我々腦中些カタリトモ不審ヲ生セサル南北并立論ヲ論議スルニ至リ、大義名分ヲ誤ル一大事件ニ付、此際ニ於而断然タル所置ニ出デサルトキハ、今後如何ナル事ニ立至リ候モ難計、彼是ニテ非常ノ多忙ヲ極メ居、乍心外御無沙汰申上候次第ニ有之申候。明日ハ参内、右ニ関スル事件親シク 奏上任、大義名分之大根本御確定ヲ仰キ候筈ニ而、午前之内ハ寸暇無之候へ共、午後二時比ニハ議會之用事切り上ケ、貴邸江相伺ヒ可申候間、御都合相叶候ハ、御在邸願上候。其他種々申上度儀モ多々有之候間、其節言上可仕候。種々雑多之事件突發仕、寸時モ由断不出来、御推察可被下候。先ハ要事ノミ。余ハ拜光万縷ト申残候。拜具

二月廿七日

太郎

井上老侯閣下

### 3 山県と石黒、桂と丸鬼

山県は三月一日に上京、翌二日に参内して自分の意見を述べた。二日は枢密院でも会議が開かれていた。このうちに桂が天皇に頼り、聖断によって南朝正統が決定される（枢密院の委員会の概要と天皇の決定は、『原敬日記』の三月六日に出ており、この数日前に聖断が降ったのであろう）。

右にかんし、石黒と九鬼の山県・桂への忠勤ぶりをみよう。

三月四日石黒忠憲の山県宛書翰は左のとおりである（『山県文書』）。

先日來南北朝之事ニ付世上騒然、為めに人氣如何と一二右ニ関スル演述会等參聽候ニ、中々熱心なる人々有候。尤其間弁士之内にも之を題として遂ニ他事ニ言及候者も有之候得共、概して聴衆ハ壯年已上ノ人ニ多く、少年書生之聴衆少きやニ被存、内々其事情相探り候而、是は寒心すへき点にして少年輩は南北などいふ事には深く感不持やニ被存候。此兩三年來少壯者之心持と思想を一變候事ハ実ニ我輩老者之とても忖度すべからざる程度ニ達シ行候事、何とも申すへき様無之、實ニ浩歎すへき事にて、寒心ニ不堪候。

其此ニ到らしめ候原因ニ付ては聊愚考も有之候ゆへ、御帰京之時參堂樓述可仕候。（下略）

若い人びとが、もはやこの問題に大した関心をもっていないことをしめして、時勢の変化を歎いている。

三月四日九鬼隆一が桂に出した書翰は次のとおりである（『桂文書』）。

謹テ一書ヲ裁シ閣下ニ奉呈候。事固より國家重大ノ枢機ニ属シ、容易ニ言議ヲ為スベキ義ニ無之候へ共、我帝國存在ノ根軸トモ称スベキ大義名分道義忠節ヲ發揮シ培養スルニ大關係アル史実上ノ大問題ニ対シ、利劍乱麻ヲ截ソノ一大英断アリタルヲ以テ、茲ニ所感ヲ披陳シ、大ニ祝意ヲ表スル次第ニ御座候。

世人或ハ申スニハ、閣下ハ現下目前ノ事ヲ料理安排セラルルニハ極メテ巧妙ナル手腕ヲ有セラル、モ、國家百年の大計ヲ定ムル経綸ニ至テハ不長所ナリト。即チ所謂政治家ニシテ経世家ニアラズト評スル者有之候處、

近來小生ノ眼ニ映スル所ハ往々世評ノ外ニ出デ、閣下ハ又経世家トシテ國家百年ノ大計ヲ措置スル処ノ経綸ヲ備ヘラル、ヲ認識スルニ至リ候。就中今回突起シタル至大ノ問題ニ関シ、最モ切実ニ之ヲ感シ候。

敢テ吹々絮説スベキ事柄ニハ無之候得共、此至大問題ノ未決ニ関スル影響ヲ想像致候時ハ、實ニ我帝國ノ根軸タル忠節道義ノ適所ヲ失フ事ト相成リ、疑訝百端或ハ言論ニ腕力ニ、矯激過激ノ怒濤ヲ捲キ起シ、人心離シ、危ク世道墜頽シテ其ノ底止スル所ヲ知ラサルニ至リ、實ニ帝國人心ノ潰乱ニ繼グニ暴乱騒擾ヲ以テスルモノアリテ、大ニ決スル所アラセラレントスル御覚悟ナルヤニ相見ヘ居リ候へ共、

後より願ミレハ、此ノ至大ノ問題ハ彼ノ政治上ニ偉大ノ権勢ヲ振ヒタル徳川三百年積威ノ下ニスラ解決ヲ告グル能ハザリシ至難至艱ノ事ニ属スルヲ以テ

閣下カ其所信ヲ貫徹セラル、ニ就テハ実ニ非常ノ大困難ニ遭遇セラレ、其行ハレ難キコト殆ド想像ノ外ニアラント深く憂慮任リ、果シテ斯クアランニハ天下ノ人心麻ノ如ク乱レテ、之レヲ截ツコト亦実ニ至難ニシテ、事遂ニ収拾スル能ハザルニ至ルベク、杞憂極端ニ候処、閣下ガ国家ノ為ニ深く謀慮セラレタル大計ハ実ニ断々乎トシテ一身ニ全責任ヲ負ハレ、帝國ノ世道人心ヲ統一シ保全スルノ要道トシテ、至誠以テ之レニ当ラレタル一大決心ノ経綸ハ、遂ニ允文允武ナル陛下ノ聖断ヲ賜ハルニ至リ候事、洵ニ国家百年ノ大計此上ナク、千古万古億万世ニ亘リテ、皇統連綿天壤ト与ニ窮リナキ帝國ノ根軸トスベキ大義名分道義節義ノ基礎ヲ確定セラレタル次第ニ有之、是レ允文允武ナル

陛下ノ聖断ニ由レル事固ヨリ言ヲ竣タズト雖、閣下ガ実ニ熱誠無妄ナル経綸ヲ發揮セラレタル至忠至誠也、之レニ由リテ天下ノ人心万古ニ亘リテ乖離スル所ナク、大義名分漂乎トシテ弥ガ上ニモ人心ヲ統一シ、忠節ノ奨励指導弥ガ上ニモ明確トナリ、億万々世洵ニ国家ノ礎タルベント奉存候。是レ独リ閣下ノ一大功業トシテ、其宏徳ヲ頌シ奉ルノミニアラス、実ニ大日本帝國ノ名ニ祝セザル可ラザル義ニ有之、感喜ノ余リ茲ニ蕪辭ヲ呈シ奉リ候 敬白

三月四日

九鬼隆一再拝

侯桂首相老閣下

二白 此松上鷹之幅ハ下略、松方家金罍式に贈つたものと類似の一幅を拝呈する意を述べらる。

最大限の贅辞といおうか。

## 五 善 後 処 置

B本によれば、二月八日に教科書編纂会議が行なわれ、その結果国定教科書調査委員会起草委員に起草せしめることと

なり、三月六日より着手、三月十日に歴代表教授基準が通知される。

三上が辞任したのはこのあたりで、以後起草委員は三宅米吉博士、重田定一学士となり、まもなく脱稿、調査委員歴史部会が開会された。以後二二、二九、六月二、五、九、一二日に開催され、大いに紛糾、ようやく決定をみ、さらに七月七日から総会議に付された。ここでも紛糾し、一四、一七、一九、二二日とかかつてようやく終結した(六六一―九ページ)。右の内容の詳細はここに述べることを略するが、文相が数次にわたって首相に報告した書翰をもって、その確実な概要を示すことにしよう(『桂文書』)。

七月一六日、小松原英太郎文相は桂首相に左のとおり報じた(『桂文書』)。

拝啓 陳者小学校歴史教科書委員会之義、今日ハ是非片付サセ候積にて、昨日来手配任、重立委員等へ其意思疏通仕候へ共、午後二時より開会相成候処、反対側之議論中々盛ニテ、井上通泰井上哲次郎芳賀矢一荻野由之等統々発言、之ニ対シ穂積八東大嶋少将船越男爵等意見ヲ述へ、五時比ニ至リ、将ニ討論終結採決ニ懸ラントスルトキ、加藤議長頭脳疲労ニ付閉会ヲ宣言シ、明後日引続き開會之事ニ相成候由、今日ハ夜ニ入ルトモ是非決定ニ至リ候様為致度、賛成側其者其会マテ出席仕居候処、右様之義ニ而又々一回相延候段、誠ニ遺憾ニ奉存候へ共、致方無御座候。併シ明後日ハ必ス決定之順序ニ相成候他ハ無之、何卒御諒恕被下度候。不取敢此段及報上候草々頓首

七月十六日夜認

英太郎

桂首相殿閣下

つきは七月一九日のものである。

拝啓 炎熱敵敵御座候処、益御清穆被為在奉賀候。扱教科書審査委員總會之処、本日午後二時ヨリ開会仕、原案ニ対スル修正説各項ニ付審議採決相成、北朝天皇ニ関スル事項ハ別紙朱書之通修正候コトニ相成、其他二三ノ事項決定致候へ共、午後六時頃ニ相成、

尚數項相残り候ニ付、更ニ明後日開會之事ニ相成申候。明後日ハ全部議了ニ至リ候事ト奉存候。議論ハ先日來随分矢カ間敷有之候ヘ共、逐項折決之結果ハ原案之文章ヲ修正スル位ニテ、甚敷説ハ議場ニ容レラレサル有様ニ御座候間、御安神被下度、尤明後日ハ吉野ノ朝廷ヲ南朝北朝ト改メ、其他対立的記載ニ改メントスルノ修正説ニ付、折決之順序ニ相成候都合ニ御座候ヘ共、今日議場ノ情勢ハ対立的記載ニ賛成スルモノハ極メテ少數ニ可有之模様ニ御座候趣ニ承知仕候。右本日議事之情況不取敢御報申上度、如此御座候

七月十九日

英太郎

桂總理大臣殿

閣下

別紙

一、ここに於て天皇は遁れて笠置山に幸し給ひ、高時は量仁親王を擁立して天皇光嚴と称せり。やがて賊軍攻めて笠置山を陥るに及び、高時は後醍醐天皇を隱岐に遷し奉り、御謀にあつかりし人人を或は斬り或は流したり

一、行在を發し給ふ。すなわち先づ光嚴天皇を退け、京都に還幸し給ひし上、御身親ら政令を發し給ふ

七月二二日付のものは左のとおりである (『桂文書』)。

拜啓 陳者教科書委員總會ニ於而尋常小学校児童用歴史教科書修正昨日議了仕候。總會ニ於而修正之処ハ別紙之通ニ有之候。不取敢此段御報申上候 敬具

七月二十二日

英太郎

桂總理大臣殿

閣下

最後に、七月二六日のものは左のとおりである。

拜啓 陳者教科書委員會之議決ニ付而ハ過日不取敢御報告申上置候処、尚其議論之章項并右ニ対シ内容ニ付ハ評議相願度要件ヲ別紙ニ記載仕差上候。何卒御一覽置被下度奉願候。

扱所謂北朝ノ天皇ハ足利高氏ノ擁立スル天皇ト記シ候コト故、大義名分ハ相立候様ニ可被存候ヘ共、一々ノ場合ニ尊氏擁立云々繰返々々相記候事も困難ニ付、其後往々何々天皇ト記サ、ルヲ得サルコト、相成、万世一系天ニ二日ナキ大義ト相容レサル事ト相成様被存候間、北朝ノ方ハ大日本史等ノ例ニ従ヒ何院ト記シ(例ヘハ光厳院光明院等ノ如シ)、正統ノ天皇ト區別スル方可然哉ト存候。又南北朝ヲ記載スルニ就テハ、吉野ヲ南朝ト云ヒ、京都ノ方ハ偽朝ト記シ、京都ノ偽朝ヲ北朝ト云フト記スノ外無之歟ト存候。然ラサレハ同時ニ二朝廷アルカ如ク相見候。大義名分聊相立哉ト存候。尤別紙書類ハ柴田書記官長ヘも相廻ハシ、次ノ内閣會議日マテニ篤ト考究を致具候様依頼仕置候。右之件ハ教科書印刷準備等之都合モ有之、色々決定ヲ要スル義ニ御座候。何卒次ノ内閣會議日ニ御決定相成度奉願候。甚略議恐入候得共、以書中右申上度如此御座候 草々敬具

七月廿六日

英太郎

桂総理大臣殿 閣下

以上でもって、教科書改定問題が、いかに難事とされたかの一端は容易に想像される。このことは、学問思想の自由が、かなり市民権をえつつあったことと、その結果生ずる事態に対し、政府が、いかに驚嘆して捲返しをはかったか(その大原因は勿論大逆事件であるが)を示すものである。その根本原因は、自由競争を理念とする資本主義の発展に支えられて、ブルジョア化がすすんだ結果とはいうものの、さらに直接には、日露戦争後の財政難↓社会不安に対し、従来藩閥・軍閥者流の帝国主義政策の可否を根本的に問い直そうとする、時代の転換の様相をも示すものであった。また、これに対し、反動派必死の抵抗は、天皇の神聖を表面に打ち出すことよって行なわれた。日比谷焼打ち事件を民本主義の最初の波頭とするならば、第二の波頭大正政変は、右に述べたごとき情勢を基底として醸成されたものであった。

### 六 三つの評価

この問題に関する戦前の評価は、今日とりあげるにはおよばない。戦後の代表的な評価をとりあげておこう。

信夫清三郎氏は、大逆事件は外部から、この問題は内部からひきおこされた、絶対主義の危機であったとされる『大正

デモクラシー史』I、一四二ページ)。

つぎに石田雄氏は、民間の動きが、政界における政府攻撃の動きと結びついたこと、一見政府攻撃の形式をとりながら体制の強化に役立ったこと(日露戦争における対外硬論と同じ)、国体に関する問題だけに心情的で、それゆえにこそ学問の自由への圧迫は、権力の暴力的統制以上の効果を収めたこと、この論争によって自由討究の精神がさかんになるどころか、逆に権力の基礎は強化され、思想統制の自由は厳しくなり、体制的イデオロギーの安定をもたらしたこと、問題に内在する矛盾はいぜん解決されていないこと、などの諸点をあげられる(『明治政治思想史研究』二七八〜九ページ)。

右の二つの評価は、発想は共通であるが、前者は絶対主義の危機でおさえ、後者は、体制側からいえば禍を転じて福となしたという視点に立っている。

右とちがった発想に立つのが『明治文化史⑥ 教育道德編』(編纂委員は村上俊亮・坂田吉雄)である。本書では、文部省が国史教育に関して定説を立てても、それは国史研究の自由を束縛したのではない(例として田中義成博士の東大の講義をあげる)、また南北朝問題の論争いかにかわらず、国民の皇室尊敬の念はそれを超越し、国民の一人一人が皇室中心主義者であった。その中枢は天皇が元首であるとともに道德の根源であったからであり、天皇は絶対尊厳であるが専制君主ではなかった、などの諸点をあげている(六四八〜九ページ)。最後に、明治道德史の帰結は明治天皇が国民の崇敬の的であったことだと結んでいる(六五二ページ)。

×

×

×

信夫氏は「オールド日本の危機」を強調されるので、本問題が、その深化の一つとしてとらえられたのは当然であろう。また石田氏の論は、問題の所在を鋭くえぐった点に特色がある。村上・坂田両氏のもの、今日もう一度顧るべき視点を含んでいるとはいふものの、首肯しうる論ではない。まず第一に田中義成の東大講義をもって国史研究の自由は束縛されない、とのみえようか。それは特異の例、ないしは、正閏論でかなりな駁論が自由に討議され、その自由さが、こと天

皇に關するということでおし切られたのであるから、實際政治と學問研究との關連においては、前者が後者をおし切ったのである。それが高度に學問研究と結びついているという装いだけで、ひろく國民一般の明治天皇尊崇の念とのかかわりあいはいちおう断ちきられているはずである。さらに問題の提出の仕方は、ひろく思想の自由いかに言及しなければ片手落ちで、あたかも政府が一般に寛容であつたかのごとき感じを与える。徳富蘆花の「謀叛論」が、いかに勇氣が必要とした特異の講演であつたことか。

もう一つついでいえば、たしかに天皇の列車の運轉を誤つたというので、運轉手が自殺したのがこのころである。このとき山川健二郎ほどの人物までが、何も死ぬには及ばぬではないかという、かなり自由な意見を述べた。これに対して玄洋社あたりが山川を国賊よばわりしたことがあつた。それほどに、學問・思想の自由が市民権を得ようとしたことに對する反動団体の捲返しは強かつたのであり、それは体制を強化するに役立つたのである。この場合、政府がよつても立つ基盤は、漠然たる民衆の忠誠心のみでなく、もつと行動的な団体の力であつた。

もう一步進んでいえば、明治天皇尊崇こそ明治道徳史の帰結というにいたつては、大正道徳史の帰結はどうなのか。天皇が代われれば、ガラリーと代わる(大正デモクラシーの潮流はそのことを示す)ものであろうか。そのようなことで明治の道徳史が総括されるのは、奇妙な意見というほかはない。つまり、明治天皇のような「英主」が次に立てば、大正道徳史もまた、変りえたであらうか。おそらく、社会・經濟機構が変るから問題は別だと言われると思うが、そこにこそ問題の立て方に疑問があるというのである。

しかし、今日、かかる議論をしても、あまり生産的でない。だが、このような考え方はいつ飛出すかわからない。いや、すでにあちこちに現われているといつてよい。それだけに危険なのであるが、いちおうこれくらいにして、先をいそごう。わたしはこの時期は、すでに他の論著でも述べたように、体制の分裂が進行した時期と考える。このような見地に立つて、正閥問題をみよう。第一に、この問題が体制側にとっては、あまり触れたくないものであつたことはいまでもない。

そこへ、財政難↓社会不安があり、さらに大逆事件直後という事情が重なって、藩閥官僚内閣はきわめて神経質になった。信夫氏は大逆事件と合わせて体制内・外の大事件とされるが、客観的に見て、到底比較にならぬ小問題である。しかし、当時としては、天皇に関するだけに、大問題となったことは事実である。もともと体制内の危機は他にあったはずであるが、表面にはあまり出なかつた(後述)。それとともに、これが大問題とされたのは、正閏論が華やかに論ぜられたからである<sup>④</sup>。つまり、『原敬日記』にもみられるように、桂が、今日は時勢も変ってきたと述べたとき、その大きな要素が、ほかならぬ世論の興起なのであり、それがこの問題を契機に噴出したからこそ、政府は迅速にことを処理する必要にせまられたのである。さらに皇室に関する重大問題だけに、問題の処理には同一の構想であつたものの、山県と桂との間のミゾが、ここでもあらわれている。山県が政府の処置の緩慢を詰り、寺内の意見に山県が「大旱の雲霓」と賛同の意を表したのは、山県―桂の系譜が、桂の独自性の樹立とともに、山県―寺内の線に移行する端緒をしめし、このときの桂内閣崩壊時と、大正政変のさいに、このことは一層はつきりする。

第二に、世論の興起であり、そのなかにみられた、研究の自由という問題に対する体制側の危機感である。それは大逆事件と重なって、いっそう拡大されたはずである。しかし、時勢は上から弾圧するには、あまりに進んでゐた。だから、学者間の論争を教科書改定という、より小さなワク内にもちこみ(なぜなら、これこそ政府のコントロールが小さな抵抗のみで達成できるから)、南朝正統論者が多いことを利用し、他方「小学教育」を理由として容易におしきれたのである。しかも、その結果は国民の忠誠心を満足させることも疑いなかつたし、体制の最上層の恥部を、あまりさらけださずにすんだからであるし、いっそう忠誠心を増すことができたからである。この点は石田氏の適切な指摘で十分であろう。

しかし、この世論の興起は、体制側にとっては、警戒してもしすぎることはない、恐るべき要素であつた。この問題が、政府を直接攻撃するよりは、北朝派ないし両派を攻撃しただけに、政府としても処理しやすい問題であつたが、やがて辛亥革命を経て、大正政変にいたつて、藩閥官僚は、世論の恐ろしさを身にしみて感じたはずである。

第三に、右と関連することであるが、世論にもっとも敏感であるべきはずの、かつ体制わりこみを策していたところの、政党の態度である。政友会の態度は、原敬に代表されるのであるが、ここでは原の現実政策が、いびつな形で貫徹している。原敬の一貫した態度は党勢拡張のために藩閥官僚派と妥協するのと、与論を背景にするのと、いずれが効果的かということであつた。日露戦争末期に、与論をオドシにつかつて藩閥官僚と妥協し、政権をにぎるにいたらしめた経験は、こどもも持続しているのだが、それはこの段階でも「みごとに」貫徹したとみることはできない。いうまでもなく、桂のワナにかかった「情意投合」によって、党としての行動の自由が、すでに束縛されていたからである。すでに二年前に外遊から帰った原は、次期政権を約束させていたから、「情意投合」なくとも、大してその動向は変らなかつたと思われるが、ただ「ベテノ師」桂にしてやられない注意だけは必要であつた。桂を上廻る政治力をもつ原が、政府と異なつた見解をもちつつ、それを表面に出さず、「情意投合」で熟柿的に次期政権を待つたことは、結果的には同一であつても、「いびつ」な形であり、その華々しい政治手腕は発揮されなかつた。しかし、「情意投合」の正体が判明したとき(この内閣の末期)、原の独自で疾風迅雷的な行動が開始され、体制分裂はいっそうすすめられる。だからわたしは桂園時代の實質は、第二次西園寺内閣の成立をもつて終了すると見る。政友会に即していえば、南北朝問題では情意投合のためにその政党活動を抑制されたのであり、主流派にあきたらぬ、思想的には一時代古い名士が国民党と行動をともしようとしたのである。国民党については、前述したので略する。

### おわりに

南北朝問題は、今日から見れば多愛もない問題であるが、明治の思想史上は、興味ある問題を提供している。しかし、従来は既刊の論争史料を中心に多く論ぜられていたので、主として政治上の動向を、新史料を加えて紹介し、併せてこの問題を体制動揺期という立場においてみて、私見を述べた。したがって、論争をとりあげて分析することは、あまり行な

わなかった。このような問題が真剣に大問題として論ぜられたところに、明治初年に急速に創設され、強固なものとなった天皇制が、明治末年には、すでに墮性となっており、新しい情勢をより、反動的に、かつ巧妙に控制し、一時的に体制をより強固にした事件であった。だから、この新しい情勢に應ずる新しい体制は、原敬内閣にいたって完成する。そこに、原敬の古さが論ぜられる理由があるし、同時に、時勢の進歩は、原の新たな体制すらも、時代おくれのものとしてしまっていたのである。

本稿を草するにあたり、いつもながら、国会図書館憲政資料室の方々の御親切に感謝するとともに、論争の二著を借覽させて頂いた近畿大教授末中哲夫氏に御礼申し上げる。(一九七二年七月一四日稿了)

① 『明治文化史』では、教科書中の「南北朝の事は正閏軽重を論ずべきにあらず」「西皇統の御争ひとなり」が問題化したとあるが、前者は教師用二一八ページ、後者は教科書「第二十三南北朝」の記述である(B本、一四・二七ページによる)。またこれから派生して、教科書の、尊氏が九州から「錦旗を押し立てて、東上」したという句が、教行前の、賊名をさけるため院宜をもらったという記述を無視して非難された(同前一四ページ)。

② 些細な問題であるが、三宅は一九日小学校長降間、大津澄一郎著『大日本憲政史』は一月の交降間信吉なるもの(第六卷、六四二ページ)、『公卿桂太郎伝』では一月一九日降間信吉本郷富士なるもの(『大養木堂伝』上巻はこれを引用)とあり、B本には降間信吉を校長とし、その説を掲げている。また『下岡伝』の藤沢南岳が発見したとあるのも傍証がない。

③ 参考までに引用しておく。部会の出席者は時により出入りがあるが、穂積八束・三宅米吉・清水某・萩野由之・井上通泰・市村鑽次郎・芳賀矢一・重田定一らのほか、大島陸軍少将・小笠原海軍大佐の名もみ

える。六月五日までの状況は、穂積は全然南朝系の天皇を認めず、歴史に記載すべからずという極端論で、これには多くの異論が出た(説売)。

六月九・一二日で「南北朝」を「吉野の朝廷」と改めたが、ここにいたるまで大議論が行なわれ、市村・萩野は史実として記載せよという立場から「南北朝」を適当とし、穂積・三宅の説に反論したが、容れられなかった。

総会も前記の人々が中心で秘密会、七月七日は小牧・田中(義成)・萩野が反対、加藤(弘之)議長は議長席を譲って原案批判、前記三人とともに穂積を攻撃し、一四日には穂積が北朝を臣下とせよといひ、加藤について市村・田中も穂積に反対した(本文に示した文相の一六日付書翰では原案賛成が穂積・大島・船越(衛)男爵、反対が井上通泰・井上哲次郎・芳賀矢一・萩野由之となっている)。

④ 「グラフィック」第三卷第七号(明治四四年三月十五日号)に「南北朝」が詳しい。二一日は多数決で「南北朝」が採られた。

方ノ北		方ノ南	
張出大関	犬養 毅	張出大関	犬養 毅
横網 喜田 貞吉 前頭	井上哲次郎 前頭	横網 喜田 貞吉 前頭	井上哲次郎 前頭
大関 吉田 東伍	姉崎 正治	大関 吉田 東伍	姉崎 正治
小関 脇 久米 邦武	三宅雄二郎	小関 脇 久米 邦武	三宅雄二郎
前頭 結 三上 参次	穂積 八束	前頭 結 三上 参次	穂積 八束
〃 〃 〃 〃 〃	黒板 勝美	〃 〃 〃 〃 〃	黒板 勝美
〃 〃 〃 〃 〃	笹川 種郎	〃 〃 〃 〃 〃	笹川 種郎
〃 〃 〃 〃 〃	黒岩 周六	〃 〃 〃 〃 〃	黒岩 周六
〃 〃 〃 〃 〃	福本 誠	〃 〃 〃 〃 〃	福本 誠
〃 〃 〃 〃 〃	佐々木安五郎	〃 〃 〃 〃 〃	佐々木安五郎
〃 〃 〃 〃 〃	小久保喜七	〃 〃 〃 〃 〃	小久保喜七
元田 肇	呼出	元田 肇	呼出
〃 〃 〃 〃 〃	東京各新聞社	〃 〃 〃 〃 〃	東京各新聞社
〃 〃 〃 〃 〃	伊藤 銀月	〃 〃 〃 〃 〃	伊藤 銀月
〃 〃 〃 〃 〃	猪狩 義雄	〃 〃 〃 〃 〃	猪狩 義雄
〃 〃 〃 〃 〃	高橋 善雄	〃 〃 〃 〃 〃	高橋 善雄
〃 〃 〃 〃 〃	田中 舎身	〃 〃 〃 〃 〃	田中 舎身
〃 〃 〃 〃 〃	斎藤 隆三	〃 〃 〃 〃 〃	斎藤 隆三
〃 〃 〃 〃 〃	石河 幹明	〃 〃 〃 〃 〃	石河 幹明
〃 〃 〃 〃 〃	佐藤 正嗣	〃 〃 〃 〃 〃	佐藤 正嗣
〃 〃 〃 〃 〃	蔵原 惟廓	〃 〃 〃 〃 〃	蔵原 惟廓
〃 〃 〃 〃 〃	菊池謙次郎	〃 〃 〃 〃 〃	菊池謙次郎
寄 年	勸 文部省	寄 年	勸 文部省
足利 尊氏	帝國議會	楠 正成	帝國議會
宇都宮公綱		新田 義貞	
赤松 満祐		北畠 親房	
佐々木清高		名和 長年	
二階堂道温		足助 重範	
大内 義弘		菊池 武時	
二条 良基		藤原 藤房	
高 師直		児島 高徳	
塩谷 高貞		村上 義光	

朝正閣論者番付」がのっている。前頭五枚目まで写真入りであるが、それを略して整理すると、上のようである。若干逸した人物もあり、意外な顔ぶれ（田中光顕、下岡忠治など）もある。

なお注にいわく。「南北朝問題は、彼の無政府主義者事件に優る一大問題で、学者も歴史家も政治家も、各々其意見を吐露して議論をたかかせ、天下の人心騒然として何時はつるべしとも見えなかったが、文部省編纂員の喜田貞吉氏の休職沙汰並に国定教科書改訂の議に依りて一と先づ問題は終結したが、今南朝を正統と主張した人々と北朝を正統若くは対立なりと主張した人々を東西に分けて此の番附を作った」と。

（奈良大学教授、

A Dispersed Settlement in the Ōhi River Fan  
—Some Aspects of its Origin and Continuity—

by

T. Tanioka

There can be found a typical landscape in the boundary area between Suruga 駿河 and Tōtōmi 遠江. And it has been assumed that such a settlement-type has its origin in the early modern age. In this article I investigated this problem from three view points; that is, the continuity of the settlement area, pedigrees of the settlers and succession of the settlement-type. As the result of that investigation I found it out that in this fan man continued to live in just the same dispersed settlement from the early times. I think that type of the settlement existed not only after the first half of the fifteenth century but also before that time. The dispersed settlement of Japan which belongs to the type of the *dispersion intercalaire* appeared as the form not distinct from the amalgamated settlement in the ancient time and showed itself as reclamation work went on in the pioneer fringe in which remote manors was set up.

The Controversy on the Legitimacy of the  
Southern Dynasty and the Northern Dynasty

by

S. Yamamoto

The controversy on the legitimacy of the Southern Dynasty and the Northern Dynasty was a very serious event that dealt with problem of the *national polity* straightly, then developed from an academic problem into a political one, and threatened to become a fatal issue to Katsura Cabinet.

Henceforth, this problem has been considered mainly as that of the history of the ideas. In this article, however, focusing on the activity

of the upper political society and using the *unpublished* material as much as possible, I would like to place this controversy in the context of the contemporary political condition.

## On the Social Development of the Idea of Yi 義

—From Yin Chou 殷周 era to Ch'ien-han 前漢 era—

by

Y. Satake

In this article I would like to show how an idea expressed by a word yi 義 had changed and turned into a new idea corresponding with the change of time. In throwing light on that problem, I investigated into the ideal world which was composed of yi and other social ideas, jên 仁, tê 德, li 礼, and 利. I also followed the transition of that ideal world.

I came to a conclusion that there were two stages in the social development of the idea yi; one, from Yin to Ch'un-ch'iu 春秋 era, the other, from Chan-kuo 戰國 to Ch'ien-han era. In the first stage yi was the criterion of the blood relation of Clan system. At the later period of that stage, however, as the local relation grew, the idea of yi was split into two ideas yi and gi 儀. In the second stage li 利 (social development) and yi (social order) were grasped collectively as an ideology in Lun-yii 論語, Mo-tzū 墨家, Mêng-tsū 孟子, and especially in Hsun-tsu 荀子. It was insisted in those books that yi brought about li. In these understanding of yi was reflected the notion that there was close relation between li and yi, which was the popular standard of practical action. In the Han period Tung-chung-shu 董仲舒 attached much more importance to yi and put forward the theory that yi should be regarded as the only inner ethic. I think the development of the centralized bureaucracy and its deadlock were reflected in the change of the idea of yi in the second stage.